

「介護老人福祉施設」特別養護老人ホームはるか 料金表〔概要〕

2021年8月1日改定

ご利用料金の目安【1ヵ月・30日の場合】=下記の(1)(2)(3)を合計したものです

◆【例：要介護4】1割負担の場合 ※一定以上所得のある方は、2割または3割負担になります。(負担割合証参照)

- 第1段階 = (862円 + 300円 + 820円) × 30日 = 59,460円 + (3)
- 第2段階 = (862円 + 390円 + 820円) × 30日 = 62,160円 + (3)
- 第3段階① = (862円 + 650円 + 1,310円) × 30日 = 84,660円 + (3)
- 第3段階② = (862円 + 1,360円 + 1,310円) × 30日 = 105,960円 + (3)
- 第4段階 = (862円 + 1,650円 + 2,650円) × 30日 = 154,860円 + (3)

※上記には各種加算は含まれていません。

(1)基本利用料の法定負担額

| ■ ユニット型 介護福祉施設 サービス費 [令和3年 4月改定] | 区 分 | 利用料金 | [1日あたり] | [1日あたり] | [1日あたり] |
|--|------|--------|-------------|-------------|-------------|
| | | | 自己負担額 3割 | 自己負担額 2割 | 自己負担額 1割 |
| | 要介護1 | 6,520円 | 1,956円 | 1,304円 | 652円 |
| | 要介護2 | 7,200円 | 2,160円 | 1,440円 | 720円 |
| | 要介護3 | 7,930円 | 2,379円 | 1,586円 | 793円 |
| | 要介護4 | 8,620円 | 2,586円 | 1,724円 | 862円 |
| | 要介護5 | 9,290円 | 2,787円 | 1,858円 | 929円 |

〈上記のほか、本人の状況等により法定加算類があります。以下参照〉

(2)食費・居住費の負担額

| ■ 食費 (食材料費) (調理費) | 段 階 区 分 | 利用料金 | 減免額 | [1日あたり] |
|-------------------------|---------|---------------------|--------|---------|
| | | | | 自己負担額 |
| | 第1段階 | * 法定基準費用額 1,445円 | 1,145円 | 300円 |
| | 第2段階 | | | 390円 |
| | 第3段階① | | | 650円 |
| | 第3段階② | | | 1,360円 |
| | 第4段階 | | | 1,650円 |
| ■ 居住費 (光熱水費) (室料) | 第1段階 | * 法定基準費用額 2,006円 | 1,186円 | 820円 |
| | 第2段階 | | | 820円 |
| | 第3段階 | | | 1,310円 |
| | 第4段階 | | | 2,650円 |

(3)その他費用

※■は当施設で現在算定または今後算定を予定している加算になります。

※加算については利用者個別のケア内容で変わります。

■初期加算……………1日あたり30円(×入所から30日間のみ)

入所後、最初の30日間だけ1にあたり30円が加算されます

■看護体制加算Ⅰ……………1日あたり4円

所定の人数の看護師配置していることで加算されます

■看護体制加算Ⅱ……………1日あたり8円

所定の人数+1名以上の看護師配置していることで加算されます

■夜勤職員配置加算Ⅱ…1日あたり18円

所定の人数の夜勤職員を配置していることで加算されます

□認知症専門ケア加算Ⅰ…1日当たり3円

認知症介護に関する専門的な研修修了者が一定数配置していることで加算されます。

■サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ…1日あたり22円

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合は80%以上で加算されます。

□サービス提供体制強化加算(Ⅱ)イ…1日あたり18円

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60~80%で加算されます。

■栄養マネジメント強化加算…1日あたり11円

管理栄養士が2名以上配置され利用者の状態に合わせ栄養計画を作成しています。

■個別機能訓練加算Ⅰ…1日当たり12円

機能訓練指導員が常駐し、個別に訓練計画を作成していることで加算されます。

- 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・・・所定単位数の8.3%
職員の処遇を改善する8つの要件を満たしている場合に加算されます。
- 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)・・・所定単位数の2.7%
介護福祉士の配置等要件、現行加算要件、職場環境等要件、見える化要件の4つの要件を満たしている場合に加算されます。
- 科学的介護推進体制加算Ⅰ・・・1か月あたり40円
入居者の心身に関する基本的な情報を厚労省に提出している場合に加算されます。
- 療養食加算・・・・・・1食あたり6円
糖尿病食、腎不全食など病態に合わせた食事を提供した場合、加算されます。
- 看取り介護加算Ⅱ・・・ターミナルケアについて同意を頂き支援させていただいた場合に加算されます。
 - 1,580円：お亡くなりになられた日に加算
 - 780円：お亡くなりになる前日及び前々日に加算
 - 144円：お亡くなりになる4～30日前に加算
 - 72円：お亡くなりになる31～45日前に加算
- 配置医師緊急時対応加算・・・早朝(6時～8時)および夜間(18時～22時):650円
深夜(22時～6時):1,300円
主治医の往診が時間外で緊急に行われた場合に加算されます。
- 自立支援促進加算・・・300円/月
医学的評価に基づき自立支援計画を作成し厚労省と情報共有した場合、加算されます。
- 若年性認知症入所者受入加算・・・120円/日
若年性認知症の診断を受けている方が入居される場合、加算されます。
- 認知症行動・心理症状緊急対応加算・・・200円/日(最長7日を限度)
医師が緊急での入所が適当と判断し入所となった場合、加算されます。
- 口腔衛生管理加算・・・90円 or 110円/月
歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し口腔ケアを月2回以上実施する場合、加算されます。
- 生活機能向上連携加算・・・100円 or 200円/月
訪問リハビリ、通所リハビリを実施している事業所又は医療機関の理学療法士、作業療法士、医師などが施設を訪問し施設職員と共同で個別機能訓練計画を作成、実施した場合、加算されます。
- 排泄支援加算・・・・・・10円 or 15円 or 20円/月(状態により変動します)
排泄に介護が必要な利用者に対して、医師や看護師、介護職員などが個別に支援計画を立てて、排泄に関する介護状態を軽減する場合、加算されます。
- 褥瘡マネジメント加算・・・・3円 or 13円/月
入所者ごとの褥瘡の発生にかかわるリスクについて国が示した評価表を基に3か月に1回評価を行い、その結果を国に提出した場合、加算されます。
- 在宅復帰支援機能加算・・・・10円/日
入所者が退所、自宅生活に戻る際に在宅サービスの調整を行った場合、加算されます。
- 退所前訪問相談援助加算・・・・460円/1回
入所期間が1か月を超えると見込まれる入所者の退所に先だって、介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師のいずれかの職員が自宅を訪問し退所のための相談援助を行った場合、加算されます。
- 退所後訪問相談援助加算・・・・460円/月
退所後30日以内に自宅を訪問し、ご利用者、ご家族へ相談援助を行った場合、加算されます。
- 退所時相談援助加算・・・・400円/1回
入所期間が1か月を超える入所者が退所した際、その方の自宅で今後利用するサービス機関と一緒に情報提供を行い、その後文書で改めて報告した場合、加算されます。
- 退所前連携加算・・・・・・500円/1回
入所期間が1か月を超える入所者が自宅へ退所する際、次に利用するサービス機関へ事前に情報提供などの支援をした場合、加算されます。

- ◆ご利用者の嗜好又は個別の希望に応じて購入等を行う際の費用及び生活上で個別に負担すべき費用。
 - ・ 個人で購読する新聞・雑誌等の購読料、個人が契約する電話の料金、理美容代、各種予防接種費用、外注クリーニング代、行事(小旅行、美術館見学など)に参加した場合の費用、レクリエーション・クラブ活動等に係る材料代等・・・実費
 - ・ 預り金の出納管理費用・・・1 か月につき 500 円(非課税)
 - ・ 面会者等が宿泊する場合の貸し寝具代・・・1 組 1 日につき 100 円(税込)
 - ・ 付き添い食・・・朝 430 円 昼 560 円 夕 660 円 (非課税)
 - ・ 持込み電気製品の電気料・・・居住費に含みます
- ◆ご利用者が居室で使用する特殊ベッド・寝具及び身の回り品保管庫は施設で用意します。家具・調度品等は、使い慣れた最小限の物を、入居時ご持参ください。
- ◆ご利用者が受けた治療費・お薬代は、別会計です。

◀「国が定める利用者負担限度額段階（第 1～第 3 段階）」

に該当する利用者等の負担額▶

- 利用者負担は、所得などの状況から第 1～第 4 段階に分けられ、国が定める第 1～第 3 段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第 1～第 3 段階の認定を受けるには、利用者本人（あるいは代理人の方）が、本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受け取る必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第 4 段階」の利用料をお支払いいただくとなります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります。）
- 利用者負担第 1・第 2・第 3 段階に該当する利用者とは、次のような方です。
 - 【利用者負担第 1 段階】
 - 生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民非課税で高齢福祉年金を受けておられる方。
 - 預貯金等が単身で 1,000 万円以下、夫婦の場合は 2,000 万円以下の方。
 - 【利用者負担第 2 段階】
 - 所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が 80 万円以下の方。
 - 預貯金等が単身で 650 万円以下、夫婦の場合は 1,650 万円以下の方。
 - 【利用者負担第 3 段階①】
 - 所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が 80 万円超 120 万円未満の方。
 - 預貯金等が単身で 550 万円以下、夫婦の場合は 1,550 万円以下の方。
 - 【利用者負担第 3 段階②】
 - 所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が 120 万超の方。
 - 預貯金等が単身で 500 万円以下、夫婦の場合は 1,500 万円以下の方。
- 利用者負担第 4 段階の利用者であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所しその利用料を負担するとご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第 3 段階」の利用料負担となります。
- その他詳細については、市町村窓口でご本人又はご家族がおたずね下さい。

負担額一覧表（1日当りの利用料）

| | 食費 | ユニット型個室 （居住費・滞在費） |
|------------|--------|----------------------|
| 利用者負担第1段階 | 300円 | 820円 |
| 利用者負担第2段階 | 390円 | 820円 |
| 利用者負担第3段階① | 650円 | 1,310円 |
| 利用者負担第3段階② | 1,360円 | 1,310円 |